

会 議 録

審 議 会 名	杉戸町情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和元年10月10日（木）午後3時30分～4時10分
開 催 場 所	杉戸町役場 本庁舎1階会議室
会 議 の 議 題	（1）平成30年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について
公開・非公開の別	公開・非公開（公開の場合傍聴者数 0人） （非公開の場合理由）
出席委員氏名	・満木 祐子 ・濱田 章一 ・稲庭 清 ・大橋 登喜夫 ・金子 洋子 ・石塚 英行 ・佐藤 敏行 ・吉倉 信広
審 議 の 概 要	別紙のとおり

## 杉戸町情報公開・個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 令和元年10月10日(木) 午後3時30分から4時10分
- 2 場 所 杉戸町役場本庁舎1階会議室
- 3 出席者 ・満木委員 ・濱田委員 ・稲庭委員 ・大橋委員 ・金子委員  
・石塚委員 ・佐藤委員 ・吉倉委員
- 4 傍聴人 0人
- 5 概 要
- (1) 開 会
  - (2) 自己紹介
  - (3) 会長あいさつ
  - (4) 副会長の選出  
濱田副会長(委員の互選により)
  - (5) 会議録署名人指名  
金子委員、佐藤委員

## 6 議 事

(1) 平成30年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について  
＜総務課の説明＞

報告に入ります前に、情報公開・個人情報保護審議会において取り扱う議事につきまして、ご説明申し上げます。

審議会で行う議事といたしましては、2つの種類がございます。

1つ目といたしましては、杉戸町情報公開条例及び個人情報保護条例において、「審議会の意見を聴く」と規定されている「諮問事項」でございます。

2つ目といたしまして、同じく条例において、「審議会に報告する」と規定されている「報告事項」でございます。

「諮問事項」につきまして、会議を開催し、審議会としての意見をとりまとめ、町長に「答申」という形で回答いたします。

「報告事項」につきましては、会議又は文書にて委員の皆様へ報告することとなります。

なお、本日の議事につきましては、「報告事項」でございます。

それでは、資料に基づきまして、昨年度の運用状況をご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに、1. 情報公開請求・申出の受付処理件数についてですが、請求につきましては、受付件数が12件で、そのうち公開が3件、部分公開が9件、非公開が0件でございました。

申出につきましては、受付件数が6件で、そのうち公開が0件、部分公開が6件、非公開が0件でございました。

合計といたしましては、受付件数が18件で、公開が3件、部分公開が15件、非公開が0件でございました。

なお、表の下にも説明がございますが、請求とは、平成11年4月1日以降に作成又は取得した町政情報で、町内に住所を有する者等が請求したものを言います。

申出とは、平成11年4月1日以前に作成又は取得した町政情報の請求や、町内に住所を有しない者等（主に町外の企業）から申出があったものを言います。杉戸町情報公開条例第13条において、「町内に住所を有するものなど」条例で公開できるもの以外のものについても、申出があった場合は、応じるように努めなければならないと規定されております。

なお、公開とは請求した内容をそのまま公開する場合で、部分公開とは請求した内容のうち一部が非公開になりその部分を除いて公開する場合で、非公開は請求した内容を全部公開しない又は公開できない場合を言います。

次に、実施機関別処理件数についてですが、平成30年度は18件で、そのうち17件が町長部局、1件が教育委員会での処理でございました。

情報公開請求・申出の処理状況については、3ページから5ページにございます資料2、平成30年度情報公開請求（申出）受付処理状況において、詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

資料2の中に、部分公開が15件ございますが、部分公開の理由といたしましては、個人情報や印影、町的意思決定過程に関する情報を除いて公開したものです。

続きまして、戻りますが、2ページをお開きください。

2. 保有個人情報（自己情報）開示等請求の受付処理件数についてですが、受付件数が13件で、開示が8件、一部開示が2件、不開示が3件でございました。

保有個人情報開示等請求の処理状況については、6ページと7ページにございます資料3、平成30年度保有個人情報開示等請求の受付処理状況において、詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

資料3の中に、不開示が3件ございます。そのうち1件については、印鑑登録の登録日に係る開示請求でしたが、杉戸町印鑑条例第23条の「印鑑登

録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない」との規定により、不開示となったものです。

また、2件については、住民票の除票・戸籍の附票の交付申請書についての開示請求でしたが、いずれも請求期間には交付申請がなかったため、文書不存在を理由として不開示となったものです。

続きまして、再び戻りますが、2ページをお開きください。

3. 不服申立て処理件数については、0件でした。

不服申立とは、情報公開請求及び保有個人情報開示等請求に対して町が部分公開や非公開等の決定をした場合、その決定を不服としてなされる申立です。

次に、4. 個人情報保管等登録票の届出件数についてですが、平成30年度中の新規登録届出件数が1件、廃止届出件数が0件で、平成31年3月31日現在、1,530件が登録されています。

また、平成30年度中の登録票の変更届出件数は、0件でございました。

個人情報保管等登録票とは、杉戸町個人情報保護条例第7条第1項の規定に基づき、町長部局や教育委員会等の実施機関が個人情報の保管等をする場合に、その内容について、あらかじめ登録するものでございます。

個人情報保管等登録票の届出件数については、8ページにございます資料4に内訳を記載しておりますので、ご覧ください。

続きまして、再び戻りますが、2ページをお開きください。

5. 個人情報目的外利用・外部提供届出件数についてです。

目的外利用とは、保有する個人情報を当初の利用の目的の範囲を超えて利用することで、役場の内部で他の課の業務に利用することを言います。

外部提供とは町以外の機関へ個人情報を提供することで、国や県の機関、他市町村等へ個人情報を提供することを言います。

目的外利用登録は新規登録届出件数が8件、廃止届出件数が0件で、平成31年3月31日現在の登録件数は、177件となっております。外部提供は新規登録届出件数が0件、廃止届出件数が2件で平成31年3月31日現在の登録件数は、111件となっております。

最後に、9ページから11ページにございます資料5をご覧ください。

こちらは、先ほどご説明いたしました目的外利用及び外部提供の新規登録及び廃止の届出についての一覧でございます。

9ページと10ページにございます目的外利用の新規登録8件のうち、4件が本人の同意によるもの、3件が平成30年度に開催した審議会において意見を聴いた結果に基づくもの、1件が法令等の定めによるものです。

平成30年度の運用状況についての報告は、以上でございます。

<会長>

この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<委員>

宮代町など近隣と比較したときに、当町の実績はいかがですか。

<総務課>

正確な数字は把握していませんが、情報交換する中では、同じような件数ではないかと認識しています。

なお、当町の傾向としましては、同一の方から2回3回と、何度も請求されている状況があります。

<委員>

8ページの新規の登録、今年度は子育て支援課1件とのことですが、新しい施策があったのでしょうか。どのような内容の保管をすべき内容ができたのでしょうか。

<総務課>

子育て支援課の届出の内容についてですが、保有個人情報の記録の名称としましては、3・4・5歳児該当者一覧表です。利用の目的は翌年度町立幼稚園園児募集に関する事務に使用するため、保有個人情報の対象となる個人の範囲は町内に住民登録をおく3・4・5歳児です。保有個人情報の記録の内容は氏名、住所、性別、生年月日、親族・続柄です。収集の時期は平成30年10月1日、記録の保管方法は文書です。概要については、以上です。

<会長>

子育て支援課の届出は幼保無償化の関係ですか。

<総務課>

30年度ですので、直接的には関係していないと思います。

<委員>

町の情報公開について、どこまで公開されていて、自分の情報をどこまで知ることができるのか、わかっている人は少ないと思います。若い方から高齢者まで、制度を理解してもらうために、わかりやすいものはないのでしょうか。広報などに掲載されているのかもしれませんが、なかなか全部に目を

通すことは少ないと思います。わかりやすいものがあれば、町民の目も町に向いていくと思います。制度の中身をもっと町民に知ってもらったほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

<総務課>

制度については、広報やホームページ、暮らしの便利帳を通じて、小さい記事ですが掲載しています。

また、制度の中身を分かりやすく町民にお知らせすべきではとのことですが、よく研究をしていきたいと思っています。

<委員>

ごみのカレンダーみたいに「こういう情報は公開できる」とかがわかればよいと思います。全部書く必要はないと思いますが、町民が利用するにあたって何ができて何ができないかなどがわかればよいと思います。わからない人が多いと思うので。

<会長>

こういう情報が知りたいと話があった時、資料にもありますが、公文書の件名又は内容と、結構専門的に特定されていますが、どこかに窓口があって、案内してくれるような部署はあるのでしょうか。

<総務課>

まずはそれぞれの実施機関である各課において、そういった問い合わせがあれば、アドバイスなどのご案内をさせていただいております。

また、総務課が情報公開を担当しておりますので、問い合わせ等があれば、担当者において各課に確認の上、ご説明をしています。

<会長>

どこの課かわからない場合には、総務課に行けばよいということですね。

<総務課>

はい。

<委員>

たとえば自分で自分の個人情報を見たいと言ったらどうなるんでしょう。漠然と個人情報を見せてくださいと言っても何も出てこないですね。

<委員>

何が必要かを言わないと。役場で何を持っているかですよね。持っていないければ出せませんから、持っていないければ不開示になりますよね。

<会長>

こういった情報を持っていたら開示してほしいと、公文書の件名又は内容をきちんと書かないといけませんから、相談ですよね。

<委員>

情報公開の件数が18件ですけど、これは少ないのでしょうか。町民の心配事が少ないということなののでしょうか。

また、町としては、少ない方がよいのでしょうか。

<総務課>

町が目指す町民との協働のまちづくりという意味で、町民の方が町政に関心を持っていただくといった観点からすれば、少し少ないかなといった印象はあります。前年度に15件あったのが18件と、年度によって差はありますが、わずかながら伸びています。そういう意味では、積極的に町政情報を知りたいという方が増えれば増えるほど、それだけ町政に関心を持っていたいと言えますので、増えてくるのが望ましいと思います。

しかしながら、内容によっては、非常にマニアックに何度も同じようなことを、また、非常にボリュームの多いものなどが中にはあるかもしれませんので、そういった場合は、業務に支障が生じる場合もあるかと思えます。

内容にもよりけりですが、現状は若干少ないかなと思えます。

<委員>

たとえば、4ページの11番に町内の個人の方から請求されている夏祭りの支援補助金の関係があります。これは全部で写しの交付が3,210円なんです。ということは、321枚コピーを取っているということですよ。

321枚コピーを取るとするのは大変な作業ですよ。

<会長>

3ページの3番。住居表示台帳の写し（2016年6月1日～2018年5月15日までに新規申請があったもの）というのがあって、個人名を除いて部分公開となっていますが、新規申請があった住所地が載るということですか。

<総務課>

新規に申請があったものについて、個人情報を除く部分を公開したものです。

新築などされた住居に対して、申請に基づいて住居番号を付番しています。

住居表示台帳には、付番した住居の図面を落とし込んだもの、また、住居番号や申請者等が記載されています。

<委員>

区長等の選出届の公開は何の必要性があるのでしょうか。旧22区のものも含めて3件ありますが。

<委員>

世帯数が多かった倉松の旧22区が3つに分かれた関係ですかね。

<委員>

写しの交付の料金は、全て1部10円なんですか。

<総務課>

実費ということで、1部10円を頂戴しています。

<会長>

他にございませんか。ご質疑が無いようでしたら、質疑を終結いたします。

7 その他

なし

8 閉会